

令和4年度

長野市健全化判断比率等審査意見書

長野市監査委員

5 監査第 77 号
令和 5 月 9 月 28 日

長野市長
萩原 健司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	榊 原	剛
同	小 泉	栄 正
同	西 沢	利 一

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	健全化判断比率	
2	資金不足比率	

健全化判断比率等の概要

健全化判断比率

1	健全化判断比率	3
2	実質赤字比率	3
3	連結実質赤字比率	4
4	実質公債費比率	6
5	将来負担比率	7

資金不足比率

1	資金不足比率	11
---	--------	----

用語説明	15
------	----

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいた審査で、令和5年6月30日から9月21日までの間、長野市監査基準に準拠して審査を実施した。

第2 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		授産施設特別会計						
病院事業債管理特別会計								
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		駐車場事業特別会計						
	公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)					法適用企業	産業団地事業会計
								水道事業会計
								下水道事業会計
							法非適用企業	戸隠観光施設事業会計
								鬼無里大岡観光施設事業特別会計
一部事務組合・広域連合	一部事務組合	須高行政事務組合	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
		千曲衛生施設組合						
		長水部分林組合						
		長野県市町村自治振興組合						
	広域連合	長野広域連合						
		長野県後期高齢者医療広域連合						
		長野県地方税滞納整理機構						
第三セクター等	地方公社	長野市土地開発公社	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	地方独立行政法人	長野市民病院						
	第三セクター等	市が損失補償や債務保証をしている場合、算定に含める。(令和4年度は該当なし)						

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会 実務ガイドライン「監査の着眼点」を踏まえ、健全化判断比率及び資金不足比率について、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類の係数が法令に基づき算出され、正確に算定されているかを審査の着眼点とした。

第4 審査の実施内容

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第5 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、「意見」は次のとおりである。

1 健全化判断比率

令和4年度の本市の健全化判断比率は、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を大きく下回り、健全な財政状況であると言える。

特に、将来負担比率については、前年度に比較してマイナス5.3ポイントと大きな改善が見られた。これは、一般会計に係る市債、水道事業会計及び下水道事業会計に係る企業債の償還が進んだこと並びに市債の新規発行を抑制したこと等によるもので、適切な財政運営である。

2 資金不足比率

令和4年度決算においては、前年度と同様、全公営企業会計において、国が示す経営健全化基準である20%を下回り、資金不足は生じなかった。

なお、鬼無里大岡観光施設事業特別会計については、一般会計からの繰入金を控除すると資金不足が生じている。

そのうち、聖山パノラマホテルについては、一般会計からの繰入れを行いながら、小学校の高原学校として利用を拡大するなど施設の利活用を図っているが、合宿等の積極的な誘致により、更なる稼働率の向上に努められたい。

健全化判断比率等の概要

健全化判断比率

1 健全化判断比率

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	R4-R3年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲ 4.18%)	— (▲ 4.36%)	— (▲ 4.99%)	— (▲ 0.23%)	— (▲ 2.51%)	(0.18)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲ 29.96%)	— (▲ 30.55%)	— (▲ 30.32%)	— (▲ 24.96%)	— (▲ 26.83%)	(0.59)	16.25%	30%
実質公債費比率	4.9%	4.3%	3.6%	2.8%	2.1%	0.6	25%	35%
将来負担比率	27.7%	33.0%	42.8%	50.7%	44.0%	△ 5.3	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

2 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和4年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会計名		実質収支額		比較増減
		令和4年度	令和3年度	
一般 会計 等	一般会計	3,793,866	4,030,971	△ 237,105
	一般会計等に属する 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	0	0	0
	授産施設特別会計	0	1	△ 1
	病院事業債管理特別会計	0	0	0
合計 ①		3,793,866	4,030,972	△ 237,106
標準財政規模 ②		90,613,583	92,383,584	△ 1,770,001
実質赤字比率 (①/②)		— (▲ 4.18)	— (▲ 4.36)	(0.18ポイント)

当年度の実質収支額は、37億9,386万円余の黒字となった。

実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「—」と表示している。参考として、黒字の比率を()内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.18ポイント上昇(悪化)した。これは、当年度の実質収支額が、前年度に比較して2億3,710万円余減少したことによるものである。

3 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

<算式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和4年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		比較増減	
	令和4年度	令和3年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	3,793,866	4,030,971	△ 237,105	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	0	1	△ 1	
病院事業債管理特別会計	0	0	0	
小 計	3,793,866	4,030,972	△ 237,106	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	1,079,430	1,160,182	△ 80,752	
介護保険特別会計	975,349	879,229	96,120	
後期高齢者医療特別会計	9,981	8,619	1,362	
駐車場事業特別会計	43,511	16,898	26,613	
小 計	2,108,271	2,064,928	43,343	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,577,660	1,527,458	50,202
	水道事業会計	14,268,394	14,723,048	△ 454,654
	下水道事業会計	5,299,964	5,789,975	△ 490,011
	戸隠観光施設事業会計	105,848	89,826	16,022
	小 計	21,251,866	22,130,307	△ 878,441
法 企 業 非 適 用	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	52	52	0
	小 計	52	52	0
合 計 ①	27,154,055	28,226,259	△ 1,072,204	
標準財政規模 ②	90,613,583	92,383,584	△ 1,770,001	
連結実質赤字比率(①/②)	- (▲ 29.96)	- (▲ 30.55)	(0.59ポイント)	

当年度の連結実質収支額は、271億5,405万円余の黒字となった。

連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「-」と表示している。参考として、黒字の比率を()内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.59ポイント上昇(悪化)した。これは主に、公営企業に係る会計における剰余額が8億7,844万円余及び一般会計等における実質収支額が2億3,710万円余それぞれ減少したことによるものである。

4 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3か年平均）

令和4年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

項目	単年度		比較増減
	令和4年度	令和3年度	
地方債の元利償還金 ①	16,502,667	16,179,693	322,974
準元利償還金 ②	5,258,775	5,741,879	△ 483,104
特定財源 ③	3,117,178	3,381,462	△ 264,284
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	14,641,795	14,902,726	△ 260,931
（①+②）－（③+④） A	4,002,469	3,637,384	365,085
標準財政規模 ⑤	90,613,583	92,383,584	△ 1,770,001
⑤－④ B	75,971,788	77,480,858	△ 1,509,070
実質公債費比率（単年度） A / B	5.2%	4.6%	0.6ポイント

実質公債費比率（3か年平均）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	比較増減
単年度	5.2%	4.6%	4.8%	3.5%	
3か年平均	4.9% (① 令和2年度から令和4年度)				0.6ポイント (①-②)
		4.3% (② 令和元年度から令和3年度)			

単年度の実質公債費比率をみると当年度は5.2%で、前年度に比較して0.6ポイント上昇（悪化）した。また、令和2年度から令和4年度までの3か年平均による実質公債費比率は4.9%で、令和元年度から令和3年度までの3か年平均に比較して0.6ポイント上昇（悪化）した。これは主に、サンマリーンながの更新整備及び第一学校給食センター改修等に係る市債の償還額と長野広域連合のB焼却施設及び最終処分場の償還に係る負担金が増加したことと、交付税措置率の高い公債費の償還額の減少によるものであるが、早期健全化基準である25%は下回っている状況である。

5 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

令和4年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

年度	令和4年度	令和3年度	比較増減
項目			
将来負担額 ①	230,740,361	242,527,205	△ 11,786,844
地方債の現在高	147,460,529	156,024,122	△ 8,563,593
債務負担行為に基づく支出予定額	4,077,066	3,956,392	120,674
公営企業債等繰入見込額	42,128,308	44,641,749	△ 2,513,441
組合負担等見込額	13,612,919	14,106,588	△ 493,669
退職手当負担見込額	22,331,768	22,629,295	△ 297,527
設立法人の負債額等負担見込額	1,129,771	1,169,059	△ 39,288
土地開発公社	1,129,771	1,169,059	△ 39,288
充当可能財源等 ②	209,675,664	216,948,754	△ 7,273,090
充当可能基金額	36,839,520	34,148,068	2,691,452
充当可能特定歳入 (注)	21,923,620	25,210,592	△ 3,286,972
うち都市計画税	21,685,766	24,774,402	△ 3,088,636
基準財政需要額算入見込額	150,912,524	157,590,094	△ 6,677,570
①-② A	21,064,697	25,578,451	△ 4,513,754
標準財政規模 ③	90,613,583	92,383,584	△ 1,770,001
算入公債費等の額 ④	14,641,795	14,902,726	△ 260,931
③-④ B	75,971,788	77,480,858	△ 1,509,070
将来負担比率 A / B	27.7%	33.0%	△ 5.3ポイント

(注) 充当可能特定歳入: 国庫支出金等、地方債を財源とする貸付金の償還金、市営住宅使用料、都市計画税のうち元金償還金に充当することが見込まれる特定財源

当年度の将来負担比率は27.7%で、前年度に比較して5.3ポイント低下(改善)し、早期健全化基準の350%を大きく下回る結果となった。

将来負担額は、前年度に比較して117億8,684万円余減少した。これは、病院事業債が13億1,076万円余増加したものの、水道事業会計及び下水道事業会計において30年前に借入れた企業債の償還が進んだことから、公営企業債等繰入見込額が、前年度と比較して25億1,344万円余減少したことが主な要因である。

充当可能財源等は、前年度に比較して72億7,309万円減少した。これは、充当可能基金

額が前年度に比較して26億9,145万円余増加した一方で、基準財政需要額算入見込額（公債費のうち交付税措置される額）が、前年度に比較して66億7,757万円減少したことによるものである。

基準財政規模が縮小したものの、将来負担額が減少した結果、将来負担比率は前年度に比較して改善した。

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく 支出予定額		公営企業債等 繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
一般会計等	147,460,529	156,024,122	4,077,066	3,956,392					22,331,768	
一般会計	140,632,483	150,506,842	4,077,066	3,956,392					22,331,768	
一般会計等に属する特別会計	6,828,046	5,517,280								
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	54,687	54,687								
遺産施設特別会計	0	0								
病院事業債管理 特別会計	6,773,359	5,462,593								
公営事業会計					42,128,308	44,641,749				
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る特別 会計以外の会計					5,120	4,289				
国民健康保険 特別会計					5,120	4,289				
介護保険 特別会計					0	0				
後期高齢者医療 特別会計					0	0				
駐車場事業 特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					42,123,188	44,637,460				
法適用企業					42,119,682	44,633,479				
産業団地事業会計 （宅地造成事業）					0	0				
水道事業会計					3,591,565	3,841,156				
下水道事業会計					38,122,171	40,422,069				
戸隠観光施設 事業会計					405,946	370,254				
法非適用企業					3,506	3,981				
鬼無里大回観光施設 事業特別会計					3,506	3,981				
一部事務組合・広域連合							13,612,919	14,106,588		
一部事務組合							0	0		
須高行政事務組合							0	0		
千曲衛生施設組合							0	0		
長水部分林組合							0	0		
長野県市町村 自治振興組合							0	0		
広域連合							13,612,919	14,106,588		
長野広域連合							13,612,919	14,106,588		
長野県後期高齢者 広域連合							0	0		
長野県地方税 滞納整理機構							0	0		
地方公社等（注）										1,129,771
地方公社										1,129,771
長野市土地開発公社										1,129,771
独立行政法人										0
長野市民病院										0
小 計	① 147,460,529	156,024,122	② 4,077,066	3,956,392	③ 42,128,308	44,641,749	④ 13,612,919	14,106,588	⑤ 22,331,768	⑥ 1,129,771
対前年度増減 （4年度－3年度）	△ 8,563,593		120,674		△ 2,513,441		△ 493,669		△ 297,527	
将来負担額（4年度） （①+②+③+④+⑤+⑥）	230,740,361									
前年比 （4年度－3年度）	△ 11,786,844									

（注）第三セクター等は該当なし

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名		充当可能基金額		
		令和4年度	令和3年度	比較増減
1	財政調整基金	16,862,385	14,868,477	1,993,908
2	特別会計国民健康保険支払準備基金	1,100,000	1,100,000	0
3	奨学基金	179,591	179,591	0
4	土地開発基金	0	0	0
5	老人大学園設置運営基金	0	0	0
6	市民病院建設基金	0	0	0
7	減債基金	7,097,544	6,800,000	297,544
8	大学整備基金	0	0	0
9	都市デザイン基金	0	0	0
10	芸術文化振興基金	0	0	0
11	防災基金	0	0	0
12	スポーツ振興基金	0	0	0
13	ふれあい長寿社会福祉基金	0	0	0
14	国際交流基金	0	0	0
15	リサイクル基金	0	0	0
16	職員退職手当基金	4,500,000	4,700,000	△ 200,000
17	子供たちの国際交流基金	0	0	0
18	介護給付費準備基金	3,100,000	2,600,000	500,000
19	都市緑化基金	0	0	0
20	子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	0	0	0
21	ふるさと応援基金	0	0	0
22	公共交通機関活性化基金	0	0	0
23	冬季競技振興基金	0	0	0
24	水内ダム関連排水機場維持管理基金	0	0	0
25	公共施設等総合管理基金	4,000,000	3,900,000	100,000
26	茶臼山動物園整備基金	0	0	0
合 計		36,839,520	34,148,068	2,691,452

資金不足比率

1 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

各会計における資金不足比率は次表のとおりで、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	R4-R3年度増減	経営健全化基準
法適用企業	産業団地事業会計	— (▲ 47.01%)	— (▲ 42.36%)	— (▲ 38.66%)	— (▲ 37.49%)	— (▲ 35.19%)	(△ 4.65)	20%
	水道事業会計	— (▲ 235.99%)	— (▲ 242.10%)	— (▲ 230.87%)	— (▲ 223.91%)	— (▲ 202.63%)	(6.11)	20%
	下水道事業会計	— (▲ 69.59%)	— (▲ 74.40%)	— (▲ 68.53%)	— (▲ 69.39%)	— (▲ 73.75%)	(4.81)	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲ 29.93%)	— (▲ 28.60%)	— (▲ 29.04%)	— (▲ 18.67%)	— (▲ 17.54%)	(△ 1.33)	20%
法企業非適用	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	— (▲ 0.10%)	— (▲ 0.10%)	— (▲ 0.13%)	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.04%)	(0.00)	20%

※ 比率は、表示単位未満を切り捨てた表示としている。

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「—」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする特例を考慮しない比率を算定し記載した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、次ページから記載している。

・資金不足額の状況（法適用企業）

（１）産業団地事業会計（宅地造成）

（単位 千円・％）

項目	年度		
	令和４年度	令和３年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 1,577,660	▲ 1,527,458	△ 50,202
① 流動負債の額	461,577	761,522	△ 299,945
② 控除企業債等	338,000	483,000	△ 145,000
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
⑥ 土地前受金	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤-⑥）	123,577	278,522	△ 154,945
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	1,915,119	2,019,862	△ 104,743
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額（※2）	0	0	0
⑩ 土地評価差額	213,882	213,882	0
C 小計（⑦-⑧-⑨-⑩）	1,701,237	1,805,980	△ 104,743
事業の規模（D）	3,355,373	3,605,118	△ 249,745
⑪ 資本＋負債の額	3,355,373	3,605,118	△ 249,745
⑫ PFI建設事業費等のうち 流動負債に係るリース債務	0	0	0
D 小計（⑪+⑫）	3,355,373	3,605,118	△ 249,745
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲ 47.01）	— （▲ 42.36）	（△ 4.65ポイント）

（２）水道事業会計

（単位 千円・％）

項目	年度		
	令和４年度	令和３年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 14,268,394	▲ 14,723,048	454,654
① 流動負債の額	3,411,977	3,023,535	388,442
② 控除企業債等	1,744,999	1,740,159	4,840
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	1,666,978	1,283,376	383,602
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	15,935,372	16,006,424	△ 71,052
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額（※2）	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	15,935,372	16,006,424	△ 71,052
事業の規模（D-E）	6,046,129	6,081,174	△ 35,045
D 営業収益の額	6,046,129	6,081,174	△ 35,045
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲ 235.99）	— （▲ 242.10）	（6.11ポイント）

(3) 下水道事業会計

(単位 千円・%)

項目	年度		
	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 5,299,964	▲ 5,789,975	490,011
① 流動負債の額	8,123,456	8,295,039	△ 171,583
② 控除企業債等	6,522,996	6,700,762	△ 177,766
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	1,600,460	1,594,277	6,183
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	6,900,424	7,384,252	△ 483,828
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	6,900,424	7,384,252	△ 483,828
事業の規模 (D-E)	7,615,049	7,781,205	△ 166,156
D 営業収益の額	7,615,049	7,781,205	△ 166,156
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 69.59)	- (▲ 74.40)	(4.81% [※] ｲﾄ)

(4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

項目	年度		
	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 105,848	▲ 89,826	△ 16,022
① 流動負債の額	56,060	51,900	4,160
② 控除企業債等	51,360	50,221	1,139
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	4,700	1,679	3,021
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	110,548	91,505	19,043
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	110,548	91,505	19,043
事業の規模 (D-E)	353,645	314,011	39,634
D 営業収益の額 (指定管理者の利用 料金収入の額を含む)	353,645	314,011	39,634
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 29.93)	- (▲ 28.60)	(△ 1.33% [※] ｲﾄ)

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

(※3) 資金不足額が生じていないため、参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

・資金不足額の状況（法非適用企業）

鬼無里大岡観光施設事業会計

(単位 千円・%)

項 目	年 度		
	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 52	▲ 52	0
A 歳出額	57,571	79,918	△ 22,347
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	57,623	79,970	△ 22,347
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計（①-②）	57,623	79,970	△ 22,347
事業の規模（D-E）	51,286	48,709	2,577
D 営業収益に相当する収入の額	51,286	48,709	2,577
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.10)	— (▲ 0.10)	(0.00 ^ホ イト)

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 資金不足額が生じていないため、参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

用語説明

1 実質赤字比率

(1) 一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

(2) 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率

(1) 準元利償還金 : イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率

(1) 将来負担額 : イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

5 資金不足比率

(1) 資金の不足額：

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模：

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

6 標準財政規模

(1) 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

(総務省 健全化判断比率・資金不足比率に関する資料等から抜粋)

